

シンガポール居住者専用

# SOMPOの海外旅行保険

## Overseas Travel Accident PLUS



## 充実の補償内容 Benefits

SOMPOの海外旅行保険は皆様がシンガポールの毎日を安心して暮らしていただくための保険です。

お支払いする保険金	こんな場合にお支払いします※1	お支払い限度額
治療費用保険金	<p>◆ ケガにより医師の治療を受けた場合の治療（入通院・手術）費用実費（※2）をお支払いします。 例）階段を踏み外して転倒し右腕を骨折、1か月の通院を要した。</p> <p>◆ 病気により医師の治療を受けた場合の治療（入通院・手術）費用実費（※2）をお支払いします。 例）腹痛により通院したところ胃潰瘍と診断され、7日間の入院を要した。</p> <p>※1 シンガポール国内で発生・発病し、シンガポール国内で治療を受けたケガ・病気が対象となります。入院・手術の場合、対象のケガの発生日もしくは対象の病気の初診日からその日を含めて180日以内におこなわれた治療が対象となります。</p> <p>※2 日系クリニックおよび非提携クリニックでの治療の場合は、自己負担額（治療費用の15%（但しS\$3,000限度））が必要となります。（通院のみの場合：1回の通院あたり/入院・手術（前後の通院を含みます）の場合：1症状あたり）</p> <p>◎ 保険期間中に発生した治療費用のみが対象となります。（保険期間終了後の治療費用は対象外です）</p>	<p>S\$100,000</p> <p>通院のみの場合： 1回の通院あたり</p> <p>入院・手術（前後の通院を含みます）の場合： 1症状あたり</p>
傷害死亡保険金・後遺障害保険金	<p>ケガによりお亡くなりになられた、もしくは後遺障害が生じた場合にお支払いします。 例）シンガポール国内で交通事故により死亡した。</p>	<p>死亡の場合： S\$100,000</p> <p>後遺障害の場合： S\$3,000～S\$100,000 （後遺障害の部位・状況により異なります）</p>
個人賠償責任保険金	<p>被保険者（保険の対象となる方）ご本人が、日常生活において他人にケガを負わせたり、財物を壊したこと等によって法律上の賠償責任を負った場合にお支払いします。 例）犬の散歩中、犬が歩行者に噛みつきケガを負わせ治療費を請求された。</p>	<p>S\$300,000 1事故あたり</p>

## 保険料表 Insurance Premium

満年齢および性別毎の保険料は下記のとおりです。  
 なお、満年齢については以下を適用します。

初めてご加入いただく場合 保険期間初日の満年齢	ご継続(更新)いただく場合 ご継続契約の保険期間初日の満年齢
----------------------------	-----------------------------------

例) Aさん(満年齢35歳、男性)の保険料

◆ 初めてご加入いただく場合 S\$2,502    ◆ 翌年ご継続(更新)いただく場合 S\$2,612

【保険期間】1年間のみ

【保険期間初日の年齢】満2歳より満60歳まで(左記以外の年齢の方はご加入いただけません)

満年齢(保険期間初日)	保険料(S\$, GSTを含みます)	
	男性	女性
2 to 10	\$3,483	\$3,483
11 to 15	\$2,903	\$2,903
16 to 20	\$2,183	\$2,236
21 to 25	\$2,259	\$2,462
26 to 30	\$2,412	\$2,582
31 to 35	\$2,502	\$2,680
36 to 40	\$2,612	\$2,794
41 to 45	\$2,903	\$2,965
46 to 50	\$3,065	\$3,156
51 to 55	\$3,298	\$3,294
56 to 60	\$3,710	\$3,681

**(ご注意)** 告知内容によりご加入いただけないことや、保険料が上表の金額とは異なることがあります。あらかじめご了承ください。

## 提携日系クリニック Affiliated Japanese Clinics

### 安心の提携日系クリニックをご利用できます

日本人医師や日本語サポートのある提携日系クリニックをご利用いただくことが可能ですので、英語でのコミュニケーションに不安がある場合でも安心です。

なお、治療費用のお支払いは、提携日系クリニック、提携ローカルクリニック、非提携クリニックで異なりますのでご注意ください。（詳しくは下記「キャッシュレス治療サービス」の欄をご覧ください）

### 提携日系クリニック (2026年4月現在)

- Cotovia Clinic (UE Square, West Coast Plaza)
- Healthway Japanese Medical Centre
- Japan Green Clinic
- Nippon Medical Care at Gleneagles Hospital
- Raffles Japanese Clinic (本院, Shaw Centre, Great World City)
- The Japanese Association Clinic Singapore

### 【提携日系クリニック (上記) をご利用の場合】

お会計時に治療費用の15% (但しS\$3,000限度) をお支払いいただきます。

### 【専用健康診断パッケージをご利用可能】(保険金のお支払い対象外です。)

Nippon Medical Care at Gleneagles Hospitalでは、『SOMPOの海外旅行保険』加入者専用の健康診断パッケージをご用意しています。詳しくはクリニックまでお問い合わせください。

## キャッシュレス治療サービス Cashless Outpatient Service

### キャッシュレス治療サービスをご利用可能

お客さまが治療費用をお支払いする必要がないキャッシュレス治療サービスを提携ローカルクリニックでご利用いただくことが可能です。この場合、治療費用は当社よりクリニックに直接お支払いします。

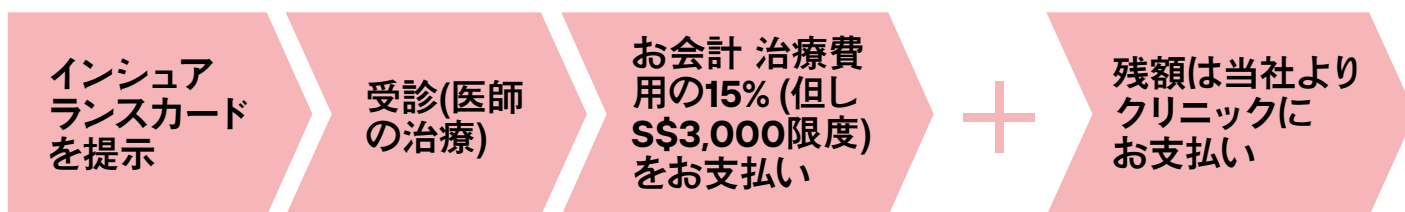
### 【提携ローカルクリニック(MHC加盟一般医(GP))をご利用いただく場合】

キャッシュレス治療サービスをご利用可能ですので、クリニックへの治療費用のお支払いや保険金ご請求手続きは不要です。提携ローカルクリニックはMHC (Make Health Connect)加盟一般医(GP) (シンガポール国内に約400ヶ所) となります。詳しくは当社ウェブサイト([www.sompo.com.sg](http://www.sompo.com.sg))でご確認ください。



### 【提携日系クリニックをご利用いただく場合】

自己負担額 (治療費用の15% (但しS\$3,000限度)) をクリニックに現金等でお支払いいただきます。残額は当社よりクリニックに直接お支払いします。提携日系クリニックについては上記をご覧ください。



### 【上記以外 (非提携クリニック) をご利用いただく場合】

治療費用全額をクリニックにお支払い (お立替) いただき、当社に保険金をご請求いただきます。自己負担額 (治療費用の15% (但しS\$3,000限度)) を除いた残額を保険金としてお支払いします。

### 【ご注意事項】

- ◎ ご加入時にお渡しするインシュアランスカードと FIN / Passport をクリニックにご提示ください。
- ◎ クリニックにて当社所定、又は、医師所定の書類にご記入いただくことがあります。
- ◎ キャッシュレス治療サービスをご利用の場合でも、実際にかかった治療費用がお支払い限度額を超える場合の超過部分、またはお支払いの対象とならない費用 (歯科疾病、妊娠、出産等に起因する疾病、病状等) については、お客様のご負担となります。
- ◎ 非提携クリニックにはシンガポールにおける専門医 (SP) が含まれている場合がございます。専門医 (SP) をご利用の際は、提携クリニック (一般医(GP)) の紹介状がある場合のみ保険金お支払いの対象となりますのでご注意ください。
- ◎ 保険金を請求予定の場合には、初回の診察日から30日以内に当社へご通知ください。ご通知期限を過ぎた場合、保険金のお支払いができかねますのでご注意ください。

## 保険のご請求 Insurance Claims

保険のご請求にあたっては、通知期限がありますのでご注意ください。  
(詳しくは次のページの「保険金をお支払いできない主な場合」の29.30.をご覧ください)

### 保険金の種類: 治療費用保険金

#### 保険金をお支払いする主な場合

##### ■ 通院費用

保険期間中にケガ、病気の治療のため通院したことにより被保険者が負担した治療費用をお支払いします。対象のケガ、病気は保険期間中にシンガポール国内で発生、発病しシンガポール国内で治療したものに限りします。

<対象となる費用、お支払限度額、自己負担額>

(1) MHC (Make Health Connect) 加盟一般医(GP)で受診した場合

1. 対象となる費用: 診察、処置、処方、検査、その他の治療費用
2. お支払限度額: 1回の通院ごとに保険証券記載の治療費用保険金お支払限度額
3. 自己負担額: なし

(2) 上記以外のクリニックで受診した場合

1. 対象となる費用: 診察、処置、処方、検査、その他の治療費用
2. お支払限度額: 1回の通院あたり、保険証券記載の治療費用保険金お支払限度額
3. 自己負担額: 1回の通院あたり、上記費用の合計の15% (但しS\$3,000限度)

◎提携クリニック以外にはシンガポールにおける専門医 (SP) が含まれております。  
専門医 (SPをご利用の際は、提携クリニック(一般医(GP))の紹介状がある場合のみ対象となりますのでご注意ください。

##### ■ 入院・手術費用

保険期間中にケガ、病気の治療のために入院・手術をしたことにより被保険者が負担した治療費用をお支払いします。対象のケガ、病気は保険期間中にシンガポール国内で発生、発病し、シンガポール国内で治療したものに限りします。また、対象のケガの発生日もしくは対象の病気の初診日からその日を含めて180日以内におこなわれた治療が対象となります。

※入院とは、病院で継続して6時間以上の治療をおこなった場合または病院から入院ベッド代を請求された場合をいいます。

<対象となる費用、お支払限度額、自己負担額>

1. 対象となる費用:
  - イ. 公立・私立病院の入院ベッド代
  - ロ. 診察、処置、処方、検査、その他の治療費用
  - ハ. 手術費用と付帯費用 (日帰り手術も含みます)
- 二. 入院前通院費用
- ホ. 退院後通院費用
2. お支払限度額: 1症状あたり、保険証券記載の治療費用保険金お支払限度額
3. 自己負担額: 1症状あたり、上記費用の合計の15% (但しS\$3,000限度)  
通院・入院が伴った場合は対象のケガの発生日もしくは対象の病気の初診日から180日以内となります。

**保険金をお支払い  
できない主な場合**

次のいずれかによって発生した費用については保険金をお支払いできません。

1. 軍、警察、消防等に従事中（平時の訓練中も含みます）
2. 別表1に記載の職業に従事中
3. 別表2に記載の行為
4. 自殺行為、自傷行為
5. 違法行為、犯罪行為
6. 麻薬の使用
7. 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変
8. 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故
9. 化学兵器、生物兵器によるテロ行為
10. **初年度保険期間初日以前に発病した病気（既往症）**  
 ※別表3に記載の病気については、ご加入初年度の保険期間初日から180日間は保険の対象外となります  
 ※別表4に記載の特定の感染症については、ご加入初年度の保険期間初日から14日間は保険の対象外となります
11. 先天性の病気・症状  
 ※先天性の病気・症状とは、出生時または出生から180日以内に発病したものをいいます
12. AIDS、HIV感染とそれに起因する症状
13. 美容整形、形成手術、再建術等（ただしケガの治療のために必要なものを除きます）、美容関連行為
14. 自然療法、老人ホームなどの療養施設利用
15. 慢性疾患の対症療法、末期症状の対症療法・緩和療法
16. 定期健診、健康診断、予防接種その他予防を目的とした治療
17. 肥満解消のためのダイエットプログラム
18. 脱毛症の治療
19. 歯科治療（ただしケガの治療のために必要なものを除きます）
20. 不妊治療、妊娠、出産、早産または流産（ただし事故による流産は除きます）
21. 視力矯正手術（ただしケガの治療のために必要なものを除きます）
22. カイロプラクティック、接骨医、漢方医、マッサージ、針治療および理学療法等類似の施術
23. アルコール依存症、薬物依存症
24. 精索静脈瘤、EDまたはこれらに関連する症状
25. 精神障害、睡眠時無呼吸、睡眠検査
26. ミネラル、ビタミン剤、プレバイオティクス、プロバイオティクス等のサプリメント（ケガ、病気の治療のために医師が必要と認めたものを除きます）
27. **シンガポール国外で発生、発病したケガ、病気**  
 ※別表4に記載の特定の感染症については、シンガポール入国後14日間以内に陽性反応があった場合は保険の対象外となります。
28. シンガポール国外で治療したケガ、病気
29. 保険金を請求予定の方が、初回診察日から30日を超えて当社に通知した場合
30. 保険金を請求予定の方が、請求書発行日から60日以内に請求書類のご提出を頂けなかった場合

など

## 保険金の種類: 傷害死亡保険金・後遺障害保険金

### 保険金をお支払いする主な場合

#### ■ 傷害死亡保険金

保険期間中の急激かつ偶然な外来の事故により被保険者がケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、保険証券記載の傷害死亡保険金お支払限度額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。

#### ■ 後遺障害保険金

保険期間中の急激かつ偶然な外来の事故により被保険者がケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて保険証券記載の後遺障害保険金お支払限度額の3%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、後遺障害保険金お支払限度額を限度とします。

### 保険金をお支払いできない主な場合

次のいずれかによるケガによって死亡された場合または後遺障害が生じた場合は保険金をお支払いできません。

1. 軍、警察、消防等に従事中（平時の訓練中も含まれます）
2. 別表1に記載職業に従事中
3. 別表2に記載の行為
4. 自殺行為、自傷行為
5. 違法行為、犯罪行為
6. 麻薬の使用
7. 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変
8. 化学兵器、生物兵器によるテロ行為
9. 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故
10. 妊娠、出産、早産または流産（ただし事故による流産は除きます）

など

## 保険金の種類: 個人賠償責任保険金

### 保険金をお支払いする主な場合

保険期間中の、日常生活に起因する偶然な事故により、被保険者が他人にケガをさせたり、他人の財物を壊した事等によって、法律上の賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします。（自己負担額はありませぬ）ただし、1回の事故につきお支払いする保険金は保険証券記載の個人賠償責任保険お支払限度額を限度とします。

### 保険金をお支払いできない主な場合

次のいずれかによって発生した損害に対しては、保険金をお支払いできません。

1. 被保険者の親族に対する損害賠償責任
2. 被保険者の故意
3. 被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任
4. 土地、建物の所有・管理に起因する損害賠償責任
5. 被保険者の管理下にある財物の損害
6. 車両、航空機、船舶の所有・使用に起因する損害賠償責任
7. 麻薬の使用
8. 火器の使用
9. 懲罰的損害賠償責任

など

## 別表 Annex

別表 1	船舶・リグ・タンク・トンネル・地下土木工事・鉱山等の閉所での作業を行う職業、重機を使用した作業を行う職業、木工作业を行う職業、30フィート以上の高所で足場を組んで作業を行う職業、材木伐採、ダイバー、騎手、トラックまたはタクシー運転手、クレーン作業員、航空機または船舶の乗組員、プロスポーツ選手、重金属・有機化合物・騒音・振動・アスベスト・粉塵等を使用または伴う職業、危険品・汚染物質を扱う職業、細菌・ウィルスを扱う職業、火器・爆発物を扱う職業
別表 2	登山、ロッククライミング、洞窟探検、キャニオニング、バンジージャンプ、パラシュート、スカイダイビング、ハングライダー、パラグライダー、ウルトラライトプレーン、ジャイロプレーン、アクロバット飛行、気球、空中のレーススキージャンプ、アイスホッケー、スクーバダイビング、水中・水上のレース
別表 3	内臓の腫瘍、皮膚・筋組織・骨の腫瘍、血液・骨髄の悪性腫瘍、白内障、結核、胆石、腎結石・尿路結石・膀胱結石、高血圧、心血管疾患、胃・十二指腸潰瘍、糖尿病
別表 4	重症急性呼吸器症候群 (SARS)、デング熱、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病 (狂牛病)、ニパウィルス脳炎、日本脳炎、マラリア、肺結核、はしか、狂犬病、類鼻疽、手足口病、鳥インフルエンザ、チクングニア熱、おたふくかぜ、風疹、中東呼吸器症候群 (MERS)、ジカ熱、Covid-19 (及びその変異体を含む)

## Important Note

### PPF スキームについて Policy Owners' Protection (PPF) Scheme

This policy is protected under the Policy Owners' Protection Scheme which is administered by the Singapore Deposit Insurance Corporation (SDIC). Coverage for your policy is automatic and no further action is required from you. For more information on the types of benefits that are covered under the scheme as well as the limits of coverage, where applicable, please contact us or visit the GIA/LIA or SDIC websites ([www.gia.org.sg](http://www.gia.org.sg) or [www.lia.org.sg](http://www.lia.org.sg) or [www.sdic.org.sg](http://www.sdic.org.sg)).

## お問い合わせ先 Contact

日本語対応 (平日 9:00~17:00)

T: 6461 6226 / 8799 4389

E: [kaigai.hoken@sompo.com.sg](mailto:kaigai.hoken@sompo.com.sg)

**Learn more at [www.sompo.com.sg](http://www.sompo.com.sg)**

**Sompo Insurance Singapore Pte. Ltd.**

UEN: 198905490E

GST Reg No: M200903196